

## 商法改正と取締役会

株主代表訴訟の見直しなど商法改正法案が成立し、早ければ本年4月1日に施行されます。

### 1. 株主代表訴訟の商法改正の概要

内容	改正前	改正後
取締役の賠償責任の限度	無制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役：報酬などの6年分</li> <li>取締役：報酬などの4年分</li> <li>社外取締役：報酬などの2年分</li> </ul>
賠償責任免除のための要件	総株主の同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の規定による取締役会決議ただし、議決権の3%以上の株主が異議の場合無効</li> <li>株主総会での特別決議</li> </ul>

### 2. 取締役会について

取締役会を開催することは、取締役、とくに代表取締役の重要な義務で、開催を怠り会社に損害を与えた場合、法令違反による株主代表訴訟の要因となります。

項目	実施すべき事項
開催回数	最低3ヶ月以内に1度以上、開催が必要
招集通知	定款に定めた日、または1週間前までに、通知が必要 通知は、口頭でもさしつかえないとされますが、書面でおこなうのがベターです。全員の同意があれば、即開催可能です。
開催場所	制限なし
決議方法	過半数以上の出席が必要 利害関係のある取締役は、議決権なし 委任状や持ち回り決議は無効

< 商法上、取締役会で決議すべき事項 >

一般的な重要事項	法定決議事項
1) 重要な財産の処分・譲受 2) 多額の借財 3) 支配人その他重要な使用人の選任・解任 4) 支店その他重要な組織の設置・変更・廃止 5) 重要な職務の執行	1) 新株発行・準備金の資本組入・譲渡承認など株式と資本関連事項 2) 決算承認・中間配当・総会招集 3) 取締役と会社との取引・競業の承認 4) 社債・転換社債・新株引受権付社債の発行

お見逃しなく！

1. 株主代表訴訟は、非公開会社でも、しばしば発生しています。
2. 取締役会の運営を円滑におこなうために、取締役会規程の整備が必要です。
3. 各取締役に対する責任の所在を明確にするために、職務分掌規程を定めておくことは、代表取締役・取締役のリスクを少なくすることにつながります。
4. 商法改正により、監査役に対する権限が強化され、任期が3年 4年に延長、また辞任監査役が株主総会で辞任の理由を陳述する権利が定められました。